

平成28年第4回定例会 一般会計予算・決算審査特別委員会
経済建設分科会審査記録

- 1 日 時 平成28年12月9日（金） 午後0時59分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第171号 平成28年度村上市一般会計補正予算（第4号）
- 4 出席委員（10名）

1番 川 村 敏 晴 君	2番 本 間 善 和 君
3番 平 山 耕 君	4番 本 間 清 人 君
5番 姫 路 敏 君	6番 大 滝 久 志 君
7番 小 田 信 人 君	8番 川 崎 健 二 君
副委員長 鈴 木 いせ子 君	委員長 大 滝 国 吉 君
- 5 欠席委員
なし
- 6 委員外議員
竹 内 喜代嗣 君
- 7 地方自治法第105条による出席者
議 長 三 田 敏 秋 君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者

副 市 長	忠 聡 君
農 林 水 産 課 長	山 田 義 則 君
同課農業振興室長	阿 部 正 昭 君（課長補佐）
同課農業振興室係長	鈴 木 義 貴 君
同課農業振興室係長	伊 藤 孝 雄 君
同課林業水産振興室長	大 滝 敏 文 君（課長補佐）
同課林業水産振興室副参事	本 間 研 二 君
農業委員会事務局長	小 川 寛 一 君
商 工 観 光 課 長	竹 内 和 広 君
同課商工振興室長	山 田 昌 実 君（課長補佐）
同課観光交流室長	小 川 智 也 君（課長補佐）
建 設 課 長	中 村 則 彦 君
同 課 整 備 室 長	伊与部 善 久 君（課長補佐）
同 課 整 備 室 係 長	小 田 康 隆 君
同 課 管 理 室 長	小 野 道 康 君

同課管理室副参事	風 間 貴 志 君
同課日沿道対策室長	山 田 広 良 君 (課長補佐)
都 市 計 画 課 長	東海林 則 雄 君
都 市 計 画 課 参 事	本 間 孝 則 君
同課都市政策室長	志 村 悟 君 (課長補佐)
下 水 道 課 長	早 川 明 男 君
同 課 工 事 係 長	臼 井 信 一 君
同課管理業務室長	稲 垣 秀 和 君 (課長補佐)
同課管理業務室係長	齋 藤 健 一 君
同課管理業務室係長	渡 邊 貴 志 君
水 道 局 長	川 村 甚 一 君
同局管理業務室長	内 山 治 夫 君 (課長補佐)
同局管理業務室係長	宮 村 勉 君
村上水道事務所長	山 田 知 行 君 (課長補佐)
荒川支所産業建設課長	佐 藤 義 信 君
神林支所産業建設課長	佐 藤 博 君
朝日支所産業建設課長	大 滝 清 考 君
山北支所産業建設課長	富 樫 一 男 君

10 議会事務局職員

局 長	田 邊 覚
係 長	鈴 木 渉

(午後0時59分)

委員長（大滝国吉君）開会を宣する。

○当特別委員会の審査については、当特別委員会に設置した経済建設分科会の所管事務について審査することとし、同分科会の審査については、分科会の会長には常任委員長が、副分科会長には常任副委員長が就任し、議事運営することとした。

分科会長（川崎健二君）開会を宣する。

○本日の審査には、議第171号の経済建設分科会所管分について審査した後、議第171号の経済建設分科会所管分について賛否態度の取りまとめ行う。

日程第3 議第171号 平成28年度村上市一般会計補正予算（第4号）のうち当分科会所管分を議題とし、担当課長（農林水産課長 山田義則君、農業委員会事務局長 小川寛一君、

商工観光課長 竹内和広君、建設課長 中村則彦君、都市計画課長 東海林則雄君、下水道課長 早川明男君、水道局長 川村甚一君) から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第 14 款 国庫支出金

(説 明)

建設 課長 建設課所管分について説明させていただく。10 P、11 Pである。14 款国庫支出金、2 項の国庫補助金、5 目土木費国庫補助金、1 節の道路橋りょう費補助金である。説明欄をごらんいただきたいと思う。1 の社会資本整備総合交付金である。社会資本整備総合交付金として 4,800 万円を増額させていただいた。これについては国の平成 28 年度第 2 次補正予算にかかわる追加配分を受けたので補正させていただくものである。詳しくは歳出のほうで説明させていただきたいと思う。

第 15 款 県支出金

(説 明)

農林水産課長 農林水産課所管の歳入を説明させていただく。ページの 12、13 Pをごらんください。15 款 2 項 4 目農林水産業費県補助金の 1 節農業費補助金であるが、1、中山間地域等直接支払交付金 65 万 1,000 円の追加は、事業の確定によるものである。2、農地集積・集約化促進事業補助金 169 万 2,000 円についても、事業の確定によるものである。3、担い手確保・経営強化支援事業補助金 3,475 万 2,000 円は、国の補正によるもので、コストの縮減 10%、また売上高のアップ 10%を行うという要件で、コンバイン、トラクター等の機械整備に国が 50%を補助するもので、対象は個人経営が 3 人、法人 4 人に対するものである。次に、2 節林業費補助金であるが、1、森林整備地域活動支援交付金 163 万 9,000 円増額は、森林経営計画策定及び施業集約化のための交付金であるが、当初予算計上後、新たに要望が出てきたもので、国 50%、県 25%の補助になるものである。

第 20 款 諸収入

(説 明)

農林水産課長 次に、20 款 6 項 6 目雑入の 5 節農林水産業雑入であるが、1、過年度農地・水保全管理支払交付金等返還金 35 万 3,000 円であるが、支払交付金の農地の対象外となった土地に係る返還金である。以上である。

歳入

第 13 款 使用料及び手数料、第 14 款 国庫支出金、第 15 款 県支出金、第 20 款 諸収入
(質 疑)

姫路 敏 13 P の農業費補助金、これ 10% 売り上げアップでコストが 10% 削減という条件をつけての補助金だということなのだが、これ歳出でも説明できるね、内容的には。

農林水産課長 はい。

姫路 敏 では歳出で聞く。

[委員外議員]

なし

歳出

第 4 款 衛生費

(説 明)

水道 局長 それでは、議第 171 号 平成 28 年度村上市一般会計補正予算（第 4 号）のうち、歳出で水道局が所管をしている部分についてご説明を申し上げます。26 P から始まるが、28、29 P をごらんいただきたい。第 4 款衛生費、1 項 1 目保健衛生総務費、繰出金であるが、説明欄 2 の簡易水道事業特別会計繰出金で 5 万 9,000 円を、同じく説明欄 3 の上水道事業会計繰出金で 57 万 9,000 円の合わせて 63 万 8,000 円を減額するものである。以上である。

第 5 款 労働費

(説 明)

商工観光課長 30、31 P をお開きください。5 款 1 項 2 目労働施設費であるが、説明欄 1、勤労青少年ホーム職員人件費 10 万 2,000 円の減額補正である。これは勤労青少年ホーム職員 1 名分の給与制度の調整の分である。

第 6 款 農林水産業費

(説 明)

農業委員会事務局長 同じく 30 ページをごらんください。6 款 1 項 1 目農業委員会費。補正前の額 6,284 万円、補正額として 363 万 2,000 円を補正するものである。内容としては人事異動に伴う人件費の補正である。説明は以上である。

農林水産課長 同じく 30、31 P をごらんください。6 款 1 項 2 目農業総務費、説明欄 1 の農業総務費職員人件費であるが、人事異動に伴う所要額を調整したものである。次に、32、33 P をごらんください。6 款 1 項 3 目 19 節負担金、補助及び交付金であるが、1、農業振興経費、担い手確保・経営強化支援事業補助金は、歳入でも申し上げたけれども、国の補助金の額を同額計上したものである。2、農業再生協議会等活動支援

事業経費については、有害鳥獣対策振興作物支援事業補助金 29 万円であるが、作付の増加によるもので、これはワラビとかゼンマイとか6品目が対象で、6件で78アール分に対するものである。次に、村上ブランド育成拡大支援事業補助金 263 万 5,000 円の追加についても、作付面積の増加によるものであり、この補助金の対象作物はネギ、ブロッコリー、枝豆等 11 品目が対象で、今のところ 34 件、927 アールに対するものである。3、機構集積協力支援事業経費の機構集積協力金 169 万 2,000 円の増額は、経営転換協力金等の額の確定によるものである。4、中山間地域等直接支払交付金経費についても事業の確定によるもので、歳入額に対し、市負担分 25% を上乗せしたものを計上している。次に、5 目農地費については、説明欄 1、農地等経費の土地購入費 264 万 8,000 円の追加は、県有地の購入で坂町病院脇に建設している病児保育施設に接続する農道下鍛冶屋 5 号線の用地 188.74 平方メートルを、平方メートル当たりの県単価の県の簿価 1 万 8,000 円で購入するというもので計上している。2、農地・水保全管理支払経費の返還金は、歳入で説明した国県への返還金であるが、歳入で市の負担分の 25%を差し引いた額を計上している。3、農業土木職員人件費は人事異動に伴う所要の額の調整である。

建設 課長 4 の地籍調査事業職員人件費である。地籍調査の職員人件費になっていて、人事異動、給与改定等により 219 万 7,000 円増額した。

農林水産課長 次に、2 項 1 目林業総務費の説明欄 1、林業総務費職員人件費についても人事異動に伴う所要額の調整をした。2 目林業振興費、説明欄 1、森林整備地域活動支援交付金経費の森林整備地域活動支援交付金 218 万 7,000 円は、歳入で申した森林経営計画及び施業の集約に対するもので、25%市の負担分を上乗せした額を計上している。次に、3 項 1 目水産業総務費の説明欄 1、水産業総務費職員人件費についても、人事異動に伴う所要額の調整をしている。3 目漁港管理費の説明欄 1、漁港管理一般経費の修繕料 21 万 6,000 円は、脇川漁協船揚げ場の側溝のふたの修繕である。2、漁港管理費職員人件費についても、所要額の調整をしている。以上である。

下水道課長 続いて、第 6 款 4 項 1 目、集落排水処理施設費（繰出金）になるが、こちらは集落排水事業特別会計への繰出金として、事業の決算見込みから 277 万 4,000 円を増額させていただいたものである。以上である。

第 7 款 商工費

（説 明）

商工観光課長 34 P、35 P、7 款 1 項 1 目商工総務費、説明欄 1、商工総務費職員人件費については、人事異動等に伴う所要額の調整をさせていただいたものである。おめくりいただいて、36、37 P、2 目商工業振興費、37 P の説明欄、産業振興対策経費 8 万 7,000 円の増額は、今年度から創設した産業支援プログラムのパンフレット、ストック分とか表現の訂正等あって、5,000 部の増額の印刷をするものである。6 目観光費、説明欄

1、蒲萄スキー場特別会計繰出金については、先ほどご審議いただいたロッジの改修経費に係る分の一部を繰り出すものである。2、観光費職員人件費についても人事異動に伴う所要額の調整をさせていただいたものである。7目観光施設管理費、説明欄1、海水浴場経費については、9月で補正をいただいた岩ヶ崎海水浴場のトイレに隣接する鉄筋コンクリートのシャワーの解体分の工事費が確定したために、155万2,000円の増額補正をお願いするものである。2、観光諸施設経費532万6,000円の増額補正のうち、修繕料50万については観光諸施設の不時修繕等の不足分50万を補正いただくものであるし、土地購入費582万6,000円の減額補正については、村上裁判所の旧官舎土地の建物取得費を補正をいただいたわけだが、このたび取得費が確定し、11月18日付をもって契約が済んだ。その分その差額582万6,000円安く購入することができたので、減額補正をお願いするものである。3、村上市民ふれあいセンター経費200万の増額補正については、先ほどの指定管理の議案の中でもご説明させていただいた4月から10月分で不時修繕が200万ほど発生していて、その分についての指定管理料の補正をお願いするものである。以上である。

第8款 土木費

(説明)

建設 課長

それでは、8款のご説明をする。第1項土木管理費の1目土木総務費である。説明欄をごらんいただきたいと思う。1の土木総務費職員人件費である。こちらのほうも人事異動や給与改定によって270万円をこちらのほうは減額している。2項の道路橋りょう費、2目道路維持費である。説明欄をごらんいただきたいと思う。1の道路維持管理経費である。次のページ、38、39Pをごらんいただきたいと思う。修繕料450万であるが、道路維持のための年度末までの修繕費の不足分として、計画修繕200万円、7件分と、不時修繕費として250万の合計額を追加計上させていただいた。2の道路対策事業経費である。こちらのほうは測量設計等委託料であるが95万。路線名で市道羽下ヶ渕線、こちらの路線は小国町の風月堂脇、労働金庫脇になるが、こちらのほうから塩町のほうにおりるほうの道路であるが、路肩確保のための用地測量費、分筆測量である、追加計上させていただいた。土地購入費65万であるが、同じく市道羽下ヶ渕線の用地購入費を追加計上させていただいたものである。3の除雪対策経費である。除雪対策経費として3億71万8,000円を追加計上させていただいた。その補正の内容であるが、修繕料である。消雪パイプの漏水箇所の修繕、除雪機械であるが、こちらのほうの車両修繕等不足分を見込んで1,010万円を追加計上させていただいている。次に、除排雪委託料である。機械除雪あるいは排雪、こちらの委託料の不足分として2億5,000万円を追加計上させていただいている。工事請負費であるが、こちらのほうも国の平成28年度第2次補正予算の配分を受けての増額になっている。対象となる工事であるが、小岩内地内で経年劣化により不使用

となっている消雪井戸の掘りかえ1カ所、それとメインパイプの布設替えであるが、385メートルを行うものであって、4,050万円を追加計上している。次に、県道消雪施設利用負担金である。11万8,000円であるが、こちらについては荒川地区であるが、県道と市道で消雪パイプの井戸を共用している箇所、県のほうで井戸の掘りかえ工事を行っていたが、その工事費の精算が出たので、不足額を計上させていただいている。次に、3目の道路新設改良費である。1の市道整備事業経費である。その中の補償金51万1,000円であるが、こちらのほうは道路改良工事に伴い移設が必要となる電柱あるいは通信施設の移設の不足分を追加計上させていただいた。2の幹線道路整備事業経費である。測量設計等委託料16万であるが、道路台帳の修正委託の不足分が発生したので、追加計上させていただいたものである。3の歩道等整備事業経費である。こちらのほうも今回の国の第2次補正予算の配分を受けて4,050万を追加計上させていただいている。工事請負費である。対象となる工事であるが、助瀧村上線の通学路の歩道工事になる。神納東小学校から520メートル区間の歩道整備を行うものである。土地購入費100万であるが、こちらのほうも同じく助瀧村上線の歩道整備に伴っての用地購入費を追加計上させていただいたものである。4の道路改良事業費職員人件費である。こちらのほうは人事異動、給与改定等により職員人件費を1,314万4,000円を減額させていただいた。最後である。8款5目港湾費の1目港湾管理費である。こちらのほうも説明欄をごらんいただきたいと思います。1の港湾一般経費である。消耗品費10万円であるが、新潟県などと合同で作成している岩船港のパフレットであるが、こちらの制作のための費用を追加計上させていただいたものである。以上で説明を終わる。

- 都市計画課長 8款6項1目の都市計画総務費である。これについても人事異動に伴う都市計画室の職員人件費を調整させていただくものである。
- 下水道課長 次に、40、41Pをお開き願う。第8款7項1目下水道整備費（繰出金）になるが、こちらは下水道事業特別会計への繰出金として、事業の決算見込みから5,532万4,000円を減額させていただくものである。以上である。
- 都市計画課長 次、同じ下の欄の8項1目住宅管理費である。これについても人事異動に伴う建築住宅室の職員人件費の調整をさせていただくものである。

第2表 債務負担行為補正

（説明）

- 商工観光課長 5Pになる。第2表、債務負担行為補正、上から3行目、村上高等職業訓練校の指定管理料については、先ほどご審議いただいた村上高等職業訓練校の管理料に係るものである。その次、4行目、産業支援プログラム事業補助金については、4月から6月に開催するイベント経費の準備を3月中に始めたいというお声があるので、今年度債務負担を組ませていただくものであって、支払いについては事業完了後の来

年度の予算となる。その次、村上市営あらかわゴルフ場の指定管理料、またその次の行にある村上市民ふれあいセンター指定管理料とも、先ほど常任委員会でご審議いただいた両施設に係る指定管理料に係る債務負担行為である。以上である。

歳出

第4款 衛生費、第5款 労働費、第6款 農林水産業費、第7款 商工費、第8款 土木費
(質 疑)

姫路 敏 33P、農業振興経費、先ほどのやつ。もう少し詳しくちょっと説明していただきたい。

農林水産課長 この事業は先ほど言ったとおり、売上高の10%以上の拡大、経営コストの10%以上の縮減が必須目標として設定されていて、そのほか選択目標として経営面積の拡大とか6次産業化の取り組み、そしてまた農産物の高付加価値化というものをまた選ぶような形で、それを達成していくというふうなスキームになっている。それに対して50万以上の整備内容のものについて2分の1の国の補助があるということである。

姫路 敏 結構申し込みが来ているというか、これからなのであればどのぐらい見込んでいるのか、ちょっとその辺教えてもらえるか。

農林水産課長 県の取りまとめが9月末とか10月というようなことになっていて、申し込みにおいては4法人と3の個人である。内容については、主に稲作の経営者でコンバインとかあとトラクター、それらをもって作業効率を上げるとか面積拡大を狙うとか、そういった内容である。

姫路 敏 わかった。これ窓口は市でやるわけだね、当然。

農林水産課長 農林水産課で申請を受けて、県のほうに出す。

姫路 敏 次、37P、7目観光諸経費、これはもう一回ちょっと説明してもらえるか。

商工観光課長 土地購入費582万6,000円の減額である。6月の補正いただいたときに土地の路線価とかを参考にして1,700万程度の補正をいただいたが、財務省のほうから金額の提示があつて、1,120万という提示額があつたので、差額の582万6,000円について減額補正をさせていただくものである。

姫路 敏 ありがとうございます。それでは39P、説明欄の一番上、道路維持費。修繕費450万このたびということなのだが、いろいろ市内あちこち見渡せば修繕しなければならないようなものは結構多々あるが、これもう少しふやせないものか。これで3月末までいこうということなのか、考え方は。

建設 課長 3月末までの不足分として見込んだ分で、不足する額が450万というふうなことである。

姫路 敏 結構聞くのはどうしても何かしてくれ、ちょっと直してくれといったときに金がない、金がないの話が出てくるということなので、やっぱりそうやって考えてみればもう少し、逆に3月になって終わってからでもマイナス補正とったほうが修繕費でいい

のではないかと思うのだけれども、その辺いかがか。

建設 課長 私どものほうもできればそうしたいところがあるわけであるが、なかなか財政事情も追いつかない部分もあって、財政課と協議して最低限の部分で予算を組ませていただいている。

姫路 敏 それではその下のほうの除雪対策経費なのだが、たしか当初予算で6億ぐらいとって、これで3億足せば10億近くになるのだけれども、ことし冬はたくさん雪が降るとは思うのだが、この前高根のほうに行って高根のある人が、朝日の産業建設課長わかるかと思うけれども、除雪に当たってなかなか人が、つまり除雪するのに高齢で今まではよかったけれども、容易でないという話あって、それで自分のところの消雪パイプというよりも、自分のところの井戸を利用して、自分のところの家の前はそうだけれども、いわゆる公道にかかるところもその井戸水で消雪するのだということで、それは市にとってみればありがたい話なのだけれども、その井戸のポンプが壊れて、そうするとそのポンプの助成をすると。ポンプが壊れてそれを直すと15万ぐらいかかると、こういったものも除雪対策費として計上されるというか、その中に入れられるべきだろうと思う。井戸だのポンプだのみんな個人のものだけれども、それを除雪に使う、公道の。これはこの除雪対策経費に入るかと思うけれども、この辺どういう考え方しているか。

建設 課長 度合いにもよるかと思う。あくまでも個人の施設であるので、ポンプというのが。それが公道をどれだけ消雪しているか、あるいは個人的な部分しているかという度合いにもよるかと思う。

姫路 敏 度合いも何も除雪に、15万ぐらい、ポンプの修理とかそういうのに。

建設 課長 消雪する面積とかそういうふうな度合いの話のことを私言った。

姫路 敏 消雪する面積、そんなもの流れるから道路の。

建設 課長 屋敷の中・・・。

姫路 敏 というよりも、公道にかかって面積1メートルぐらいチョロチョロとかかっているのならだめだ。いっぱいかかっている、それでは補助しようかということを行っているの、あなたは。

建設 課長 そうだ。

姫路 敏 それは雪の量だって度合いでわからないし、消雪すれば自分のところのほうにもなるけれども、公道のほうにもなると。そういう方々がやっているのはある程度は見て当然だと思うけれども。その辺やってもらわないと困るなと思う。

建設 課長 ちょっと内容を、私ちょっと存じ上げていないのだけれども、例えば市街地でも自宅前とか店先の歩道、井戸なり水道なりで消雪している方もいるし、ケース・バイ・ケースでいろいろとあると思う。そこら辺の中身をちょっと把握できないと、何とも今の段階では申し上げにくいところがある。

姫路 敏 それは朝日支所の産業建設課長、その辺どう感じている。

朝日支所産業建設課長 高根の件については、委員さんと立ち会ったところについては面積の度合いからいけばそれなりの面積になると思うけれども、建設課長が今言ったようにいろいろなケースがあるので、具体的にこれは補助しよう、これはどうしようというのはなかなか面倒だと思う。全部拾い上げていくと本当に荒川から山北まで似たようなことがあるので、補助については難しいと思う。そのかわり、委員さんもわかるように業者のロータリーからの小型機械、あれで対応できないか、お願いできないかということで区のほうなり地主さんのほうにはとりあえず話をしているところがあるので。ただ、補助についてはケースは非常に難しいかなというふうに思っている。

姫路 敏 やっぱりそういうのも荒川から山北まで調べて、そういうふうにして利用されている方、いわゆる自分のところの井戸、自分のところの管理はあるのだろうけれども、自分のところだけではなくて公道もやっているというところであれば、そういうのちょっと聞いてみて管理して、そういうのも除雪対策費として計上されるべきだと思うけれども、どう思う。

建設 課長 状況ちょっと理解できない部分もあるのだけれども、本来なら機械除雪でやるか、市の消雪パイプで除雪しているわけであるけれども、個人の井戸を道路敷のほうに散水して、そして道路も除雪というか雪を解かしてという、そういうふうなことなのか。

姫路 敏 そう。

建設 課長 今ほどお話があったようにケース・バイ・ケースがあって、そこら辺ちょっとと見てみないと、除雪の対策費の中に補助を入れた方がいいかどうかという判断が今のところつかない。

姫路 敏 だから調べてきたらいいのではないかと、それ、調べて。今判断つかないのであればいつ判断するの。

建設 課長 そういう状況、ケースをちょっと調べてみたいと思う。

姫路 敏 その除雪する場所がちゃんとされていけば問題ない。いいか、除雪される場所がしっかりと除雪されて、いつもきれいになればいい。ならないから、しょうがないから自分のところの井戸の水をそこに持って行って消雪するというのだ。それしなくていいよというのなら別にいい、井戸の、ちゃんとすればいい、その公道を。きれいに、それがなされないからしょうがないから自分のところのものを持っていく。

朝日支所産業建設課長 その現場だけれども、道路幅員が狭くて機械除雪ができないところがあるので、委員も見てわかるように右のほうには建物があって、左のほうには塀があるということで、その日除雪予定業者を呼んでここに機械が入るかということで確認したのだけれども、ちょっと無理だと、機械が大き過ぎて入れないということなので、今言うように除雪対応というのは現時点では無理というふうに思っている。

姫路 敏 だから公道のところは除雪対応が難しいから自分のところの井戸の水をそこに使って

いるわけ。それを使っていたら壊れたわけ。そしたらそれ直さなければならない、ポンプを。それ井戸使ったのおまえのところの井戸だから、おまえで直せやと言えるかということなの。だから除雪対策費というのは除雪車で行くだけではなくて、そういうところもあるのだから、そういうところも予算を立てれということなのだ、俺が言っているのは。ケース・バイ・ケースでわからないとかではなくて、見てきますと何で言えないのだ。見てきますと言わない限り、もっと質問する、俺は。

(何事か呼ぶ者あり)

建設 課長 現地確認してきます。

本間 善和 農林水産課長、担い手確保の新規事業なのだけれども、私またたびたび聞いて申しわけないのだけれども、採択条件というのはあなたから見てかなり厳しいようなものなのか。幾つかあったと思うのだけれども、それを全てクリアしなければならないとか、その辺のところ担当課長としてどんなものか。非常に私国から 50%ならすごい魅力的な事業なものだから。

農林水産課長 10%とかという数字は非常にきついものだと思う。収入が米関係はそう単価が上がらない状況で 10%の売り上げを求めるのは非常にハードルが高いなど。加えて経費を 10%下げるとなると、具体的に同じところで経費というのは本当にかかるものはかかるという前提なので、あと粗植にして幾らとるかというような、例えばあと作業をどれだけ簡略するかとか、非常にどちらも 10%というのは非常にハードルが高いという感じはしている。

本間 善和 わかった。それから次のところに移る。商工観光課長、37 P、官舎の額が確定したと、補正で 1,700 万確かに上げて、そして今現在 1,100 万ぐらいで契約したと。非常に私経費的に、このときも単価坪幾らだなんて補正のとき私聞いたのだけれども、予想より単価が安くて済んだという格好で、財政的には 580 万の残が出たという格好で私非常にうれしいことなのだけれども、果たしてこの使用用途というのはどうなっているのか。

商工観光課長 補正の際もちょっとご質問を受けたところである。それでそのときも姫路委員のほうからほかの用地も含めてというような話があって、そのとき私もお声がけというか国のほうの要望という話はたしか答弁させていただいた。現在つかんでいる状況によると、現在の裁判所の建てかえにかかる設計委託費が、このたびの国の補正予算で採択されたという話が裁判所のほうからお聞きした。その関係もあるので、今後建て方によって残地が出るので、これから市に売却していただけないかということで具体的な協議を行っていきたいと思っているので、その動向を見た上で買った土地の利用の仕方は考えたいというふうに思っている。

本間 善和 ちょっともう一度改めるけれども、そうするとこれからもう一つのものを見て、複合的に計画を練ると、今のところは特に云々はないということでもいいね。

商工観光課長 現段階ではその動向を見てから決定したいというふうに思っている。

本間 善和 わかった。建設課長、除雪のことでまた申しわけないのだけれども。もう 12 月に入っているの、各支所で除雪の請負業者というのか委託業者との多分打ち合わせ等がこれからあると思う。多分そこにはことしの除雪計画路線というのが出ると思うのだけれども、示されるよね。皆さんのほうから多分説明なさると思うが、地元の区長さんにはどんな格好でお知らせするのか。例えばこの路線はことしは除雪する、しないとかというのは。

建設 課長 地元の区長さん方には個々の路線ごとまでは説明しないけれども、毎年入っているものについては入るから、そんな形で。個々のこの部分が追加になったとかそういうお話はしていない。ただ、区長会等にお邪魔して、一通りの除雪のお願いというふうなことではしているけれども。

本間 善和 よく区長さんから例えば朝の通勤時間、列車に間に合うようにこの路線だけは早くやってくれやとか子どもが通う通学路線なので、そこところは時間までにやってくれとか、各支所にそれぞれいろんなご要望が上がっていると思うのだけれども、その辺のところはどの辺のところはどういう周知の仕方を業者のほうにやる予定なのか。

建設 課長 そういうご要望を受ければ、市のほうから業者さんのほうに時間調整をお願いしたりとか、そんな対応はとっている。

本間 善和 そういうふうなものを受ければではなく、各毎年のように区長さん、それから云々からご要望が上がっているでしょう。そういうものに目を通していないのか。いろんな分野について区長さんから一括各支所に、除雪だけではなくいろんな問題で区長さんのほうからご要望という中に、除雪についてはかなり上がっていると思う。そういうものを建設課長は見していないのか。

建設 課長 各支所から上がってくる要望についても確認している。除雪についてもそういう要望を参考にしながら除雪計画を組む形をとっている。その中でも気づかない点等、後ほど区長さん方から要望あれば、その都度修正したりとかするというふうなことである。

本間 善和 これから本当にそういう時期になるので、特に子供たちの通る通学路、それから列車に乗らなければならない時間に間に合わせての路線、除雪路線、そういうことは周知徹底して頑張っていただきたいと、そう思う。よろしく願い申し上げます。以上である。

平山 耕 39Pの同じくなのだけれども、歩道の問題なのだけれども、先ほど助瀬村上線の歩道、工事費で3,900万も出ていれば全部やるということか、全部。学校から交差点まで。

建設 課長 学校前の玄関口から八藤後酒屋さんのほうに抜けて、残りの区間、全部やる予定である。ただ、非常に延長が長いものだから、場合によってはちょっと不足の工事費が出て追加しなくてはならない場合も発生するかもしれないけれども、予定としてはこの事業費でもって完了させる予定にしている。

姫路 敏 37Pの商工観光課の修繕料のところ、これ何でしたか、50万。

商工観光課長 観光施設、非常に老朽化が進んでいて、今現在当初でいただいた分が全てもう使い果たしているもので、今後修繕が出てくるので、これからの分を見込んで50万を補正させていただいたということである。

姫路 敏 駅前観光案内所ある。駅前の観光案内所のソーラーパネルが上に乗っていて、あれができたときに私のほうから、あのソーラーパネルだと雪がぱっと落ちてくるから、周りのお客様だのに大変ご迷惑かかるし、危ないよということを、あのときは商工観光課長は今の総務課長だ。危ないからどうなのだということを言ったら、業者に連絡して聞いたのだらうと思うけれども、雪どめがついているので、そういう心配はないということになったのだ。そうですかと言って。さあ雪降った。私行ったらポールが出て危ない、危険なんてなっているのだ。ほら、みれと。あれはあんなところ直すの、もしかしてこの修繕費で直すのではないのだらうかと私はふと頭を今よぎった。業者に直させなさい。あなた方に言って大丈夫だと、保証ついてやっていた。ところが、危ない、本当に。出入口のそこにばあっと、危ないのですよと、女の子だの。これどうするの。私、ここでうるさく言うけれども、そういうことなのだ、全てが、万事が休すみみたいなところがあって。それ早急に雪降る前に何とか手配しないとまた同じことをやるよ。ポールを立てて危険なんていって、頭上注意なんて。どうする、商工観光課長。

商工観光課長 申しわけありません。私ちょっとその話存じ上げていなかったもので、きちんと前任者から聞き取りをさせていただいて、現場のほうとちょっと検討させていただいて、対処できるものなら対処したいというふうに思う。

姫路 敏 直すのはもちろん業者のほうで直させてくれ。あれは聞いて答弁いただいているものだから。自信を持って雪の滑りどめがついているので落ちてこないから大丈夫だと、そうですかと言ったのだから。

商工観光課長 それも含めて聞き取りをさせていただきたいと思う。

〔委員外議員〕

竹内喜代嗣 29Pに、鳥インフルエンザは結局医療費の中から出ていたのか。

川崎分科会長 違う、うちではない。

竹内喜代嗣 別なところ願います。33Pに出てくる先ほどから質問出ていたけれども、担い手確保・経営強化支援事業補助金というふうに出ているわけであるが、4法人、3個人というふうに出ているけれども、法人は大きいところだから、皆さんに聞かれたときに説明できるように、個人の方で該当された方、具体的にはどんな取り組みだったのか。3つ全部とは言わないが、ちょっとご説明をお願いします。

農林水産課長 個人は稲作の農家であって、比較的面積は大きい。それで乾燥機とか50石を入れたとか、そのほかにコンバイン4条刈りとか色選、そしてまたハローを4メートル

ぐらいのやつなので、相当やっぱり経営面積が大きいかなと。あとプランとかそういった機械だ、個人の方は。

竹内喜代嗣　そうすると、10%拡大、10%経費減なのだけれども、これだけふやして 10%減と、どんなことを計画されていたのか。

農林水産課長　具体的にこの方々の目標といえば経営面積をふやしていきたいということで、これらの装備をふやすということだということである。

第2表 債務負担行為補正

(質 疑)

なし

〔委員外議員〕

なし

【賛否態度の発言】

なし

以上で質疑を終結し、賛否態度の発言を求めたが賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第 171 号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

分科会長（川崎健二君）閉会を宣する。

（午後 1 時 5 5 分）